

課外活動再開ガイドライン第4版について

学生委員会

課外活動再開ガイドラインを更新しました。団体内で必ず確認し、遵守するようにお願いいたします。第4版から学内活動において必要な提出書類は、「活動再開計画書」、「活動許可願」、「参加者名簿」のみとなりますが、引き続き、感染対策の徹底をお願いいたします。

【主な変更点】

※下記以外も変更箇所があるため、課外活動再開ガイドライン第4版を必ずご確認ください。

- ・レイアウトの変更
- ・「保証人同意書」の提出不要(第3版3ページ)
- ・活動中の行動記録が不要(第3版3ページ)
- ・活動状況の写真提出が不要(第3版6ページ)
- ・【普段の生活で実践する感染防止対策(個人)】を削除(第3版4ページ)
- ・【活動時に持参する物(個人)】を削除(第3版4ページ)
- ・【移動時の感染防止対策(個人)】を削除(第3版4ページ)
- ・「活動報告書」を学外(大会、学外施設)の場合のみに変更(第3版6ページ)
- ・コロナ陽性者発生の活動停止措置を当該団体に対して原則7日間に変更。場合によっては、当該校舎全団体も停止にする。(第3版8ページ)